

平成27年第1回
城里町議会定例会会議録 第1号

平成27年3月10日 午前10時05分開会

1. 出席議員（15名）

1番	藤 咲 芙美子 君	10番	小 林 祥 宏 君
2番	片 岡 藏 之 君	11番	南 條 治 君
3番	菌 部 一 君	12番	杉 山 清 君
5番	三 村 孝 信 君	13番	小松崎 三 夫 君
6番	河原井 大 介 君	14番	鯉 渕 秀 雄 君
7番	関 誠一郎 君	15番	根 本 正 典 君
8番	阿久津 則 男 君	16番	小 坪 孝 君
9番	桐 原 健 一 君		

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	上遠野 修
教 育 長	小 林 孝 志
代 表 監 査 委 員	加藤木 昭 博
総 務 課 長	芽 根 文 夫
企 画 財 政 課 長	仲 田 克 之
税 務 課 長	宮 田 恵 子
町 民 課 長	鯉 渕 弘 之
保 険 課 長	大曾根 直 美
健 康 福 祉 課 長	田 口 喜 一
産 業 振 興 課 長	阿久津 雅 志
都 市 建 設 課 長	桧 山 正 春
会計管理者（会計課長）	三 村 主
水道課長兼下水道課長	仲 田 不 二 雄
農業委員会事務局長	仲 田 均
教育委員会事務局長	五 町 義 徳

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	鈴 木 貴 司
主 任 書 記	興 野 友 宣
嘱 託 職 員	鯉 渕 佳 代 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成27年3月10日（火曜日）

午前10時05分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第1号 専決処分第1号（平成25年度工事変更請負契約の締結）の承認を求めることについて
- 日程第4 議案第4号 城里町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第5号 城里町職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第6号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第7号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第8号 城里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第9号 城里町立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第10号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第11 議案第11号 城里町運動公園設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第12号 城里町難病患者見舞金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第13号 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

- 日程第14 議案第14号 城里町桂老人福祉センターの廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第15 議案第15号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第16号 城里町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第17号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第18 議案第18号 城里町土地開発事業の適正化に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第19号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の制定について
- 日程第20 議案第20号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 日程第21 議案第21号 町道路線の廃止について
- 日程第22 議案第22号 町道路線の認定について
- 日程第23 議案第23号 平成26年度城里町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第24 議案第24号 平成26年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第25 議案第25号 平成26年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第26 議案第26号 平成26年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第27 議案第27号 平成26年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第28 議案第28号 平成27年度城里町一般会計予算について
- 日程第29 議案第29号 平成27年度城里町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第30 議案第30号 平成27年度城里町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第31 議案第31号 平成27年度城里町介護保険特別会計予算について
- 日程第32 議案第32号 平成27年度城里町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第33 議案第33号 平成27年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第34 議案第34号 平成27年度城里町水道事業会計予算について
- 日程第35 選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第36 陳情第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情

1. 本日の会議に付した事件

承認第 1 号
議案第 4 号
議案第 5 号
議案第 6 号
議案第 7 号
議案第 8 号
議案第 9 号
議案第 10 号
議案第 11 号
議案第 12 号
議案第 13 号
議案第 14 号
議案第 15 号
議案第 16 号
議案第 17 号
議案第 18 号
議案第 19 号
議案第 20 号
議案第 21 号
議案第 22 号
議案第 23 号
議案第 24 号
議案第 25 号
議案第 26 号
議案第 27 号
議案第 28 号
議案第 29 号
議案第 30 号
議案第 31 号
議案第 32 号
議案第 33 号
議案第 34 号
選挙第 1 号
陳情第 1 号

午前10時05分開会

○議長（小松崎三夫君） おはようございます。

ただいまから、平成27年第1回定例会を開催をいたしますが、冒頭に東日本大震災で犠牲になった方々に対し、黙禱をささげたいと思います。

皆様のご協力をよろしく願いをいたします。

ご起立を願います。

それでは、黙禱。

[黙禱]

○議長（小松崎三夫君） ご協力ありがとうございました。

ご着席を願います。

町民憲章唱和

○議長（小松崎三夫君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまから町民憲章の唱和をお願いをいたします。

私が前文を朗読いたしますので、引き続きご唱和をお願いをいたします。

ご起立をお願いいたします。

[全員起立・町民憲章唱和]

○議長（小松崎三夫君） ご協力ありがとうございました。

ご着席ください。

議長挨拶

○議長（小松崎三夫君） それでは、平成27年第1回城里町議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、条例改正、平成26年度補正予算、平成27年度当初予算案などをご審議いただく会議でございます。

議員各位においては、慎重なるご審議をお願いするものでございます。

議員の出欠

○議長（小松崎三夫君） 続いて、出席議員数についてご報告をいたします。

ただいまの出席議員は15名です。

開会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第1回城里町議会定例会を開会をいたします。

開議の宣告

○議長（小松崎三夫君） これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（小松崎三夫君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付をいたしました議事日程第1号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

諸般の報告

○議長（小松崎三夫君） 日程に先立ち、諸般の報告を申し上げます。

平成26年12月、平成27年1月、2月における各会議等への出席状況はお手元に配付したとおりですので、ご了承願いたいと思います。

会議録署名議員の指名

○議長（小松崎三夫君） 続きまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、城里町議会会議規則第116条の規定により

11番 南 條 治君

12番 杉 山 清君

14番 鯉 渕 秀 雄君

の以上3君をご指名を申し上げます。

会期の決定

○議長（小松崎三夫君） 続きまして、日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、過日開催しました議会運営委員会の会議の結果について、根本議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長根本正典君。

〔議会運営委員長根本正典君登壇〕

○議会運営委員長（根本正典君） 去る3月3日に議会運営委員会を開催し、本定例会に提案されます承認1件、議案33件、選挙1件、陳情1件、報告15件、合わせて51件の審議件数及び一般質問を検討いたしました。その結果、お手元に配付されております会期日程（案）のとおり、本日から3月20日までの11日間とすることに決定いたしました。

議員各位におかれましては、議会運営委員会の決定どおりご賛同くださいますよう、ここに提案申し上げます。

議長において、お諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りをいたします。

ただいま根本議会運営委員長より、今期定例会の会期は本日から3月20日までの11日間とされるようご提案がございましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から3月20日までの11日間と決定をいたしました。

続いて、地方自治法第121条の規定により、説明のため本日の会議に出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配付いたしました名簿のとおりでございます。

傍聴人9名を許可をいたします。

町長挨拶

○議長（小松崎三夫君） ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可をいたします。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 本日は、平成27年第1回定例会を招集しましたところ、公私ともにお忙しいところご参集いただきまして、大変ありがとうございます。

また、昨日は新庁舎オープニングセレモニーを早朝よりご参加いただきまして、こちらも大変感謝申し上げます。

新庁舎の開庁を東日本大震災からの本町における震災復興の一応のめどとすることができました。庁舎が開庁できたことは、議員各位のご支援とご協力のたまものと厚く御礼を申し上げます。

さて、今定例会は、平成27年度の一般会計はじめ各特別会計、企業会計の新年度予算案を含め、承認1件、議案33件の計34件についてご審議をいただくものです。

慎重審議を賜りまして、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではありますが、開会に当たりましての挨拶にかえさせていただきます。
どうぞよろしくお願いいたします。

平成27年度施政方針

○議長（小松崎三夫君） これより、平成27年度一般会計及び特別会計並びに企業会計の
予算編成に当たり、町長の施政方針について説明を求めます。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 平成27年度施政方針。

本日ここに、平成27年城里町議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には
ご出席をいただきありがとうございます。

今定例会は、平成27年度の当初予算をはじめ重要案件の審議をお願いするにあたり、私
の町政に対する所信の一端を申し述べ、議員各位をはじめ町民の皆様のご理解とご協力を
賜りたいと存じます。

始めに、平成26年9月、町民から寄せられた公平的確な町政運営の実現に向けて、「住
民の声を反映したまちづくり」を掲げ、私が第3代城里町長に就任してから、早いもので
6カ月を迎えようとしております。

東日本大震災から間もなく4年が経過しようとしています。本町での震災の復興は、イ
ンフラ面を中心に進み、一応の区切りがついてまいりました。

また、国の新成長戦略や全国的防災関連事業と相まって、新たな国づくりと国土強靱化
が進められているように感じております。そうした中、震災復興のシンボルとなる新庁舎
建設につきましては、一昨年から継続事業で建設を進めてまいりましたが、本年1月末に
建物引き渡しを受け、こうして本日新たな議場で定例会を開催することができますことは、
町民をはじめ議員各位のご理解のたまものと感謝しております。

さて、私が就任時の挨拶でも申し上げましたが、本町の最大の課題は人口減少でありま
す。県の常住人口調査（1月1日現在）の結果、本町の高齢化率は31.2%（県下6番目）、
また、合併時の平成17年の1月1日の人口は2万3,148人で、本年1月1日現在の人口は
2万201人と比較しますと、人口は2,947人、約3,000人減少しています。何としても人口
減少を食い止めねばなりません。そのための施策の柱は、「働く場所を確保すること」と
「住みやすい魅力的な町をつくること」です。

まず、「働く場所を確保すること」のために、企業誘致に力を入れてまいります。その
成果の第一弾として、茨城県埋蔵文化財センターの北方小学校跡地への誘致活動を行い、
県において決定をいただきました。

平成27年度中の移転完了を目指し、その整備費として県が1億792万円、町が3,607万

2,000円の予算を計上させていただいております。この施設は、職員数66名の大きな事務所になります。また、遠足や研修旅行の目的地となる観光施設を備えます。

このことは、地元北方区からも歓迎されており、ゆくゆくは隣接する頓（徳）化原古墳と一体整備も構想しています。本件に関しましてご理解ご協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、80床の特別養護老人ホームを3年後のオープンを目指して整備してまいります。その施設では、100名程度の大きな雇用が見込まれるものと考えており、若い介護士さんが多く雇用されることとなることでしょう。

また、空き校舎や遊休地の活用により、300名程度の新規雇用の創出を目指してまいります。その雇用創出に合わせて「住みやすい魅力的なまちづくり」に取り組み、住宅支援など定住促進策を強力に推進してまいります。

本町は合併後10年が経過し、本年は町政運営の根幹となる「第2次城里町総合計画」の見直しをはじめ、多種多様な計画策定が予定されています。その中でも、地方の人口減少と地域活性化のための地方創生に関連する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」や、新たな広域連携を図るため、県都水戸を中心とする県央地区（5市3町1村）で協定を結ぶ「定住自立圏構想」を策定することになります。これらの施策を確実に実行していくことが、私に与えられた使命であると認識しております。

以上、平成27年度のスタートにあたり、私の町政運営に当たっての思いを申し上げましたが、これらに基づき、町政運営の柱となる主な施策について総合計画の大綱に沿って概要を申し上げます。

第1は、「心やすらぐ自然環境のなかで安全で快適に暮らせるまちづくり」であります。

（自然環境・景観の保全）

豊かな自然環境や美しい景観等の地域資源の保全に配慮し、自然と社会経済活動が調和したまちづくりを目指してまいります。

（環境対策の推進）

環境問題については、ごみ収集量の推移や傾向を検証し、再利用、再資源化とあわせてごみ減量化の事業推進を図ってまいります。

また、防犯灯にLED照明を導入するなど省エネルギー型に取り組むことで、二酸化炭素排出量削減等による環境負荷の少ないまちづくりの普及推進に取り組んでまいります。

本年度は、本町の未来の環境を守るため、循環型社会を構築することを目的とした一般廃棄物処理基本計画の中間目標年度に当たることから、計画の進捗状況を把握し、ごみの適正な分別・収集やリサイクル化に努めてまいります。

さらに、環境センター・衛生センターの老朽化した廃棄物処理施設の適切な更新を行い、より効率的な運営と維持管理に努めてまいります。

特に、環境センターについては、建設から30年が経過し、老朽化が進んでいるため、改

良による長寿命化、または、新築の選択を本年度中に検討を行い、方向性を示してまいります。

また、産業廃棄物の処理については、事業者自らの責任で適切に処理することが原則となっていますが、産業廃棄物の大量に生み出されている現状で、各自治体とも不法投棄や野焼き対策に苦慮しているのが実情であります。これに対しましては、県委嘱の不法投棄監視員による監視強化とあわせ警察関係機関と連携して、不適切処理行為の防止に取り組んでまいります。

（道路交通体系の整備）

道路の整備につきましては、住民生活の利便性向上と通行の安全確保を図るため、積極的に取り組んでまいります。

特に、国道123号線バイパスについては、平成26年度中に一部開通しましたが、早期に全線開通できるよう努めるとともに、各県道や幹線町道等主要路線については、町との一体性を意識しつつ、県と連携しながら整備を図ってまいります。

身近な生活道路についても、舗装や排水施設の整備など、安全で人に優しい道路環境の整備に取り組むとともに、通学路の危険箇所を改善し、児童生徒の安全を図ってまいります。

さらに、老朽化した橋梁の長寿命化対策や防災・減災に向けた橋梁の耐震補強など、継続して道路交通ネットワークの安全性・信頼性の確保に努めてまいります。

次に、交通対策については、高齢者等交通弱者の移動手段の確保を最優先に、生活の利便性の向上を図るため、社会福祉協議会と連携しデマンド交通「ふれあいタクシー」を引き続き運行してまいります。

また、通勤通学、通院等の日常を支える交通手段については、本年度より七会地区から常北地区を結ぶ路線バスの運行が新たに開始されるため、既存の路線バスとあわせて継続的な運行維持を図り、町民の利便性向上・利用促進に向けた施策の実施に努めてまいります。

今後も、これら公共交通機関の利用状況を注視し、町民ニーズに対応できる公共交通サービスの確保に努めてまいります。

（上・下水道の整備）

水道事業については、きれいで安全な水の安定供給を図るため、新水道ビジョンを策定し、石塚浄水場の更新等について検討するとともに、引き続き老朽化した水道管等の更新事業を実施してまいります。

また、震災の経験を踏まえ、緊急時に対応するため連絡管の整備を進めるとともに、昨今の多様な事故や災害に対処するため危機対応の強化を図ってまいります。

水道事業業務については、良質なサービス提供のため、引き続き一部を民間に委託して「上下水道お客様センター」を設置するとともに、さらに健全で効率的な事業運営化を図

りながら、新公営企業会計制度のもと、経営の健全化、安定化にも取り組んでまいります。

次に、公共下水道の整備については、下水道は生活雑排水や汚水の排除、トイレの水洗化といった生活環境の改善のみならず、農業用水や公共用水域の水質を保全するためにも重要な事業であります。

このため、公共下水道事業については、平成3年度から那珂久慈流域関連公共下水道事業として整備を進めており、平成26年度末までに石塚、那珂西及び上泉地区、並びに上青山及び下青山、増井地区の一部を含め330ヘクタールが供用を開始されております。

本年度におきましても、引き続き計画区域面積356.5ヘクタールの整備を進めてまいります。

特定環境保全公共下水道事業については、平成6年度から整備を進めており、平成26年度末までに粟、阿波山、上坏、下坏及び上阿野沢地区、並びに下阿野沢及び御前山地区の一部を含む253ヘクタールが供用開始されました。本年度も御前山並びに高根地区を含めた計画区域面積293ヘクタールの整備を進めてまいります。

公共下水道全般については、事業計画区域の未整備地区解消と未接続世帯解消推進事業による水洗化促進の強化、接続率向上に努め、効率的な稼働を目指してまいります。

また、農村地域の生活環境整備を図るために進めてまいりました農業集落排水事業については、さらに接続向上に努め、効率的な稼働と維持管理費の節減に努めてまいります。

なお、合併浄化槽設置事業については、平成20年度より茨城県森林湖沼環境税の活用による高度処理型浄化槽設置及び単独処理浄化槽の撤去補助事業とあわせ、本年度も整備促進に努めてまいります。

（住宅地・住宅の整備）

本町は、水戸市のベッドタウンとして最適な位置であることから、良好な居住環境の形成誘導を図ってまいります。

また、昭和56年の建築基準法改正以前に建てられた民間木造住宅は、地震に対して脆弱であることから、耐震診断や耐震改修に対しての助成を行い、より地震に強いまちづくりを進めてまいります。

さらに、住宅リフォーム資金助成や本年度新たに定めた住宅リフォーム事業者資金助成制度を活用し、町民の居住環境の維持向上を図るとともに、町内における消費促進及び商工業の振興を図ってまいります。

町営住宅については、専門の住宅管理業者に委託することによりきめの細かいサービスを提供し、さらに人口増に向けた公営住宅整備等の定住促進策も本年度検討を進めてまいります。

（公園・緑地の整備と緑化の推進）

緑豊かな自然環境を生かした調和のとれたまちづくりを進めるため、公園やポケットパークなどの維持を図りながら、良好な景観を備えた地域や生活環境の形成に努めてまいり

ます。

特に、町の中心地域に十分な広さを備える公園整備を進めるべく、現在、候補地の選定を行っております。

（消防・救急体制の強化と防災の推進）

救急体制については、救急初動体制の向上を図るべく、水戸市消防本部に常備消防業務を事務委託しております。年々増加する緊急出動や高度化する救急要請についても、ドクターヘリの運航などにより、迅速な対応と高度な救命処置による救命率向上を目指しながら、町民の安全・安心を確保してまいります。

消防については、水戸市消防本部北消防署城里出張所との連携を図りながら、消防団の消防自動車の更新や防火貯水槽・機械器具置き場の新設・修繕整備を計画的に進めてまいります。

また、消防団の強化を図るための規律教養訓練、林野防ぎょ訓練等を実施し、消防団員の士気向上と相互融和に努める一方、消防団員の減少による消防団機能の低下については、一般団員及び女性消防団員の確保を積極的に推進してまいります。

防災対策については、震災の検証から得た教訓を踏まえ、安全・安心なまちづくりを目指して、災害対策の強化を図ってまいります。

また、行政書士等の専門職、介護施設やゴルフ場等の民間施設と積極的に防災協定を締結するとともに、災害時の非常連絡体制のあり方についても、本年度検討を進めてまいります。

特に、原子力災害への対応にあたっては、東海第二原発から半径30キロ圏内の原子力災害対策重点地区となっていることから、県策定の避難計画の内容に合わせた広域的な避難行動計画を策定してまいります。

また、自主防災組織においても「自助・共助・公助」の理念のもと、地域の組織が主体的に実施する普及啓発活動や防災訓練を支援し、関係機関と一体となって地域防災力と組織率の向上に努めてまいります。

また、震災によって被災した大規模半壊以下の住宅については、補修資金を金融機関等から借りた場合に、利子の一部を補給する制度を継続していきながら、速やかな復旧・復興を支援してまいります。

（防犯・交通安全対策の推進）

交通事故や防犯対策については、事件事故等の未然防止に向けて、交通安全協会や防犯連絡員、警察等の関係機関と連携し、キャンペーンや交通安全教室、夜間パトロールなど啓発活動や立哨活動を展開してまいります。

さらに、交通事故防止のため交通安全対策施設の整備をはじめ高齢者の運転免許自主返納の推進、防犯対策として防犯灯のLED化を行い、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

（情報通信網の整備・充実）

情報通信分野については、町内全域で光ファイバーによる高速情報通信の利用が可能となっており、住民生活や経済・産業活動に必要なものとなっております。

今後は、デジタル技術を初めとする情報通信技術の高度化、通信データの大容量化がさらに進むことが見込まれます。これらの情報基盤を有効に活用するために、産業、教育、防災、行政等のさまざまな分野において活用を進め、情報通信関連産業の創出や新しいコミュニティづくり、未来の人材育成などを積極的に支援してまいります。

また、七会地区の学校校舎へは、光ファイバーが整備されていることから、廃校跡地へのIT関連企業等の企業誘致も検討してまいります。

第2は、「ともに支えあいすべての人が元気で安心して暮らせるまちづくり」であります。

（地域福祉の充実）

急速な少子・高齢化の到来、個人生活の意識や価値観の変化などにより、福祉を取り巻く環境は大きく変化し、町民ニーズはますます多様化が進み、福祉施策のさらなる充実が求められております。

地域における高齢者や障害児者をはじめ、誰もが地域で安心して暮らすことのできる社会の実現に向けて、町民自身が互いに助け合う「地域福祉」の推進が重要視されており、特に支えを必要としている人に対する日常的援助など、きめの細かな支援を実現していくためには、町民一人一人が地域福祉の担い手として主体的に活動していくことが必要であります。

こうした支え合い活動を支援していくために、町民自らが福祉に関心を持ち、理解を深めるよう働きかけを行いながら、社会福祉協議会を中心としたネットワークづくり及びボランティアの育成などを行い、町民同士の交流による連帯の輪をさらに広げてまいります。

また、これらの具体化のため第2期「地域福祉計画」に基づき、社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と連携し、地域コミュニティづくりに取り組むとともに、在宅福祉サービスセンター運営事業により高齢者や障害児者などが暮らす世帯に対し、訪問サービスによる家事援助等を展開し、地域の町民が安心して生活できる体制の整備を図ってまいります。

（子育て支援の充実）

急速な少子化の事態に直面し、家庭や子育てに夢を持ち、かつ次世代の社会を担う子供を安心して生み育てることができる環境を整備し、少子化に歯どめをかけることが求められております。

このような状況に対応するため、国は平成24年8月に日本の子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために「子ども・子育て支援法」を制定し、この法律と関連する法律に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進め

ていく「子ども・子育て支援制度」が本年度4月からスタートします。本町では、平成26年度に策定した「城里町子ども・子育て支援事業計画」に基づき子育て支援を実施してまいります。

まず、本年度から、小学校6年生までのインフルエンザ予防接種補助を、1回当たり現行の800円から2,000円に引き上げることにより、1回数百円で予防接種が受けられ、子育て世帯の負担軽減を図ります。

母子保健事業については、引き続き妊婦及び乳幼児に対する一貫した事業を展開し、母親同士の交流や仲間づくりなど、子育てを総合的に支援する体制づくりを推進してまいります。

保育事業については、子供を安心して育てることができるような体制整備を目的とし、民間保育所において、子育て支援交付金事業や地域子育て支援拠点事業、特別保育事業及び保育サービス支援事業を実施し、保育環境の充実を図ってまいります。

さらに、多子世帯の経済的負担の軽減策として、すこやか保育応援事業に基づき、本年度も保育料の一部助成を実施いたします。

また、未就学児の健全な育成を図り、日中、保護者のいない家庭を支援するため、放課後児童健全育成事業を引き続き実施いたします。

さらに、育児不安や児童虐待、いじめ、不登校、非行など複雑多様化する育児問題に対応するため、民生委員・児童委員、学校並びに要保護児童対策地域協議会等関連機関との連携を密にし、問題解決に努めてまいります。

（高齢者福祉の充実）

地域住民の高齢化が進む中、高齢者が健康で生きがいを持って暮らしていける環境づくりを進める必要があります。そのため、介護サービス基盤の充実や、質の向上を図るとともに、介護保険サービスと在宅福祉サービスを活用して、高齢者一人一人が自らの意思により、自立した生活が営めるよう、心身の健康状態に応じたきめ細かいサービスの提供に努めてまいります。

高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進については、高齢者クラブ活動の支援、生涯学習やスポーツ・レクリエーションを通じた交流機会の創出に努めてまいります。

また、本年度よりホロルの湯、またはふれあいの里において、グラウンドゴルフの道具の貸し出しを行ってまいります。

（障害者福祉の充実）

障害のある人が障害のない人と同じように生活をし、相互に人格と個性を尊重しながら地域の一員として共生するまちづくりが重要であります。

国の基本方針に即し、障害者福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制に関し、平成26年度に策定した「障害者福祉計画（第4期計画）」に沿って、障害者施策の再構築や各種サービスを進めながら、障害者相談支援の充実に努め、障害者が住みなれた地域で安

心して暮らせる社会の実現を目指してまいります。

また、本年度は、新たな障害者支援施設の設置に向けた検討を行ってまいります。

（保健・医療の充実）

保健事業については、集団健康診査やがん検診体制の充実を図るとともに、町民一人一人の健康に関する意識を高めながら、生活習慣の改善など自ら取り組む健康づくりを支援してまいります。

子宮頸がん・乳がん・大腸がん検診無料クーポン事業を引き続き実施してまいります。

生活習慣予防対策については、特定健診の受診勧奨に努め、特定保健指導対象者を的確に把握し、保健師、管理栄養士等が早期に介入することにより、メタボリックシンドロームの該当者やその予備軍を計画的に減らすことを目指してまいります。

さらに、特定保健指導対象者以外に対しましても、積極的に生活習慣病発症及び重症化予防に努めてまいります。

また、医療については、安心して受診できる医療施設の充実と近隣二次救急医療機関、地域医療支援病院との連携を促進してまいります。

（社会保障制度の充実）

国民健康保険については、国保運営の都道府県単位化を含め、社会保障制度改革による大きな転換期を迎えているところです。保険税の適切な賦課や収納率の向上、特定健康診査の推進などレセプトデータを活用した医療費の適正化に取り組むとともに、制度改正の動向や財政見通しを踏まえ、運営の安定化に向けて努力をしてまいります。

後期高齢者医療制度については、今後とも高齢者が安心して医療を受けられるよう、茨城県後期高齢者医療広域連合と密接に連携し、対応を図ってまいります。

国民年金については、制度の周知を図るとともに、年金事務所と連携し、相談業務の充実と受給権の適正な取得に努めます。

医療福祉事業については、県事業に加えて、町単独事業である特例小児・児童医療福祉費支給制度による助成を継続して行い、子育て支援の充実に努めてまいります。

介護保険については、制度の周知を図るとともに、高齢者が個人の尊厳を保ちながら生きがいを持ち、必要な支援を受けながら地域で暮らせる地域づくりを進めてまいります。

第3は、「豊かな地域資源を生かした魅力と活力にあふれるまちづくり」であります。

（農林業の振興）

本町の基幹産業である農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増大や過疎化の進展する中での農業所得の減少など、非常に厳しい状況です。

このような中で、「人・農地プラン」の作成を初め、新規就農者の確保に向けた青年就農給付金事業や経営所得安定対策の拡充策、さらに6次産業化の推進等に積極的な取り組みが求められております。

本町においては、青年就農給付金を活用した新規就農者の確保を図りながら、耕作放棄

地の再生利用など農地集積による大型農業の導入や経営所得安定対策を積極的に推進し、安定した水田農業の確立を目指すため「人・農地プラン」の定期的な見直しに取り組んでまいります。

さらに、担い手への農地利用の集積・集約化を促進させるため、農業委員会や県に設立された農地中間管理機構と連携しながら、農地の有効活用及び農業経営の効率化を図ってまいります。

また、本町の農産物や加工品のブランド化を進めるとともに、内外にその情報を積極的に発信し、地域の活力を高めてまいります。

特に、本年度は、ふるさと納税制度と本町の地場産品、特産品等をタイアップさせ、地域の活性化を図る取り組みを考えています。

次に、生産条件の不利な地域への中山間地域等直接支払制度を引き続き継続し、また、農村環境保全を目的として行われている多面的機能支払交付金事業も、農地維持支払、資源向上支払事業を継続することにより、地域と一体となって美しい農村環境の保持を図ってまいります。

さらに、物産センター等の直売施設についても、生産者とともに県内外の利用者との交流事業を推進し地場産品、特産品等の販路拡大を図ってまいります。

那珂川沿岸農業水利事業については、引き続き早期の完成を図るべく国、県等関係機関に働きかけてまいります。

震災やそれに伴う原発事故の影響については、本町の農産物や農業施設等にも多大な被害が生じましたが、現在までにおおむね復旧することができたところであります。

しかし、いまだ原発事故の収束は至っていないことから、今後も農産物等の安心・安全確保のため簡易測定器による放射能測定を実施してまいります。

次に、畜産における生産環境は、畜産物の輸入自由化、生産者の高齢化等により厳しいものとなっておりますが、関係機関と協力し、衛生的な生産環境の維持、口蹄疫・鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の予防対策として各種防疫対策事業を実施し、畜産経営の安定化を図ってまいります。

また、黒毛和牛の生産振興については、価格も原発事故前の水準に回復し、今後、規模の拡大が図れるよう資質の優れた素牛導入を目的とした繁殖牛導入事業を関係機関と一体となって推進してまいります。

次に、イノシシなど有害鳥獣による農作物被害については、原発事故の影響でイノシシ肉から基準値を超える濃度の放射性物質が検出されていることや、狩猟者の減少等により駆除が進まず、年々増加しております。

これらの対策として、狩猟免許保持者の増員を図るため、新規狩猟免許や猟銃を取得するための助成や、他の獣類等の対策として、狩猟期間中に町民へ箱わなの貸し出しを行うなど、有害鳥獣による被害防止に積極的に対応してまいります。

次に、林業の振興については、木材の価格低迷や林業採算性の悪化などから、間伐などの適切な管理が行われず、荒廃した森林がふえており、森林の持つ水源涵養や山地災害防止、地球温暖化の防止など、公益的機能の低下が危惧されております。

このため、茨城県森林湖沼環境税を活用して、森林所有者の負担をかけることなく、間伐や森林整備を実施することにより、森林の持つ公益的機能の回復と向上に取り組み、緑化運動の普及啓発を図るとともに、森林組合等と連携を図りながら林業振興に努めてまいります。

（商工業の振興）

商工業を取り巻く環境は、消費者動向の変化、経営者の高齢化と後継者不足、さらに消費税の増税など、なお一層厳しさを増しております。

そのためには、経営者の連帯意識の高揚と経営力の強化等を図るため、中心的役割を担う商工会と協力しながら、イベントの開催や観光事業の活用と連携を図ります。

特に本年度は、国の地方創生関連の交付金を活用し、例年以上にプレミアム率をアップした商品券の発行や、補助率をアップした住宅リフォーム補助を実施するなど、地域経済のさらなる活性化を図ってまいります。

また、中小企業の資金需要に的確に対応するため、中小企業事業資金融資制度等を積極的に活用していただくとともに、保証料の補助及び設備資金への利子の補給を引き続き行ってまいります。

さらに、雇用情勢は緩やかに改善傾向にありますが、依然として厳しい状況が続いている中で、国においては、地域の雇用改善を図るための緊急雇用対策を進めており、本町においても、これらの補助事業を活用し、雇用対策について積極的に取り組んでまいります。

次に、工業の振興については、企業等が事業を拡大するには厳しい経済状況であります。企業が誘致することにより、雇用の場の確保、町民所得の向上、消費人口の増加等が期待されていることから、町の活性化を図るためにも、積極的に優良企業の誘致に努めてまいります。

次に、消費者生活相談は年々増加しており、複雑多岐にわたっていることから、引き続き消費者相談員を配置し、相談窓口の充実を図るとともに、消費者トラブルを未然に防止するための啓発活動を積極的に推進してまいります。

（観光・レクリエーションの振興）

豊かな自然を生かしたレクリエーション施設「ふれあいの里」は、町内の観光の核として重要な位置づけとなっております。

震災の影響により、減少傾向となっていた利用客は回復傾向にあり、引き続き指定管理者により円滑な運営ができるよう各施設の特色を生かした各種イベント・体験教室等を実施してまいります。

現在、老朽化したキャビン及び浄化槽の改修を進めており、リピーター等の確保を図る

とともに、健康増進施設「ホロルの湯」との提携を通じ、引き続き集客力アップにつなげてまいります。

さらに、「茨城県観光物産協会」や「いばらき県央地域観光協議会」と連携し、広域的な観光PR等の活動を強化し、体験・滞在・回遊型の観光のまちづくりを目指してまいります。

また、近年の健康志向等により、城里町最高峰の鶏足山や、関東の嵐山と称される御前山への登山者がふえております。このような地域資源を活用し、イベントを開催するなど、さらなる誘客を図ってまいります。

健康増進施設「ホロルの湯」については、指定管理者による適正な管理運営により多様化するニーズに応え、おもてなしの心でお迎えし、やすらぎや楽しさを感じていただけるようなサービスの質的向上と効果的、効率的な運営への支援を行ってまいります。

さらに、町内居住者に対する割引利用券の発行等を実施し、町民の健康増進や憩いの場として利用促進を図るとともに、ホームページや情報誌等によりPRに努め、積極的に町内外の誘客を図ってまいります。

次に、観光協会において開催する各種イベントの後援や協賛をしていくとともに、町内外のイベントに参加して、城里ブランドマスコットキャラクター「ホロル」を活用し、本町の観光PRを行うとともに、会員・町・商工会・JA等との連携を強化し、観光資源の開発及び郷土物産の紹介と誘客を図りながら、地域産業の活性化に努めてまいります。

第4は、「次世代を担う豊かな心の育成と歴史・伝統を大切に作るまちづくり」であります。

（幼児教育・学校教育の充実）

本年度は、本町の教育全般についてのビジョンを示すため、「城里町教育振興基本計画」を策定し、本町教育のさらなる振興を図ってまいります。

幼児教育については、生きる力や生涯にわたる人間形成の基礎を培う上で重要な役割を担う時期であることから、遊びを通して、人や自然にかかわり、自立と協同の基礎を培う幼児教育を推進してまいります。

学校教育については、各学校において主体性を発揮し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開するとともに、望ましい集団活動を通じた個性の磨き合いから、個性を生かす教育の充実、学校・家庭・地域社会の連携・協力から魅力ある開かれた学校づくりを目指し、一人一人が輝く活力ある学校づくりを目指してまいります。

また、老朽化に伴う桂中学校屋内運動場の建設、常北小学校、桂小学校の屋内運動場の耐震補強、遊具の補修等、より安全な教育環境の整備を図ってまいります。

さらに、廃校になった北方小学校については、跡地に茨城県埋蔵文化財センターを誘致し、有効活用を図ってまいります。

学校給食については、地元産の食材の利用に努めるとともに、子供たちが食に関する正

しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、積極的に食育を推進してまいります。

（生涯学習・生涯スポーツの推進）

町民一人一人が心豊かに健康で、生き生きと人生を過ごすため、生涯にわたって主体的に学習を継続することが求められております。

本町においては、生涯学習の充実を図るため学校、家庭、地域、社会教育団体及び民間団体等との幅広い連携のもと、生涯にわたる自主的な活動を支援し、その成果がまちづくりに反映される仕組みに努めてまいります。

そのためにも、本年度は各種講座の充実や自主活動団体の育成、人材の育成、相談の充実等に努めるとともに、各地域住民の交流を促進してまいります。

また、学習機会、各種講習会や施設利用など、必要なときに情報が入手できるよう、広報紙やホームページ等による情報提供の充実に努めてまいります。

さらに、地域における自主的な活動の推進を図るため、各地区の集会施設、生涯学習施設及び各種運動施設の維持管理に努めてまいります。

コミュニティセンター城里については、役場本庁舎が完成したことから、本来の利用を行ってまいります。

図書館については、社会教育施設等との連携を図りながら、図書、各種資料の充実保存に努め、利用しやすい学習拠点としての機能の充実に努めてまいります。

郷土資料については、郷土の歴史、民俗資料が収集してあるため、これらの整理に努めるとともに、将来展示ができるよう努めてまいります。

ふれあいの船事業につきましては、町内の小学校6年生を対象に、船上研修や北海道の雄大な自然の中での体験活動等団体行動を経験することにより、心身ともに調和ある人間形成を図るために実施してまいります。

また、子供たちの安全・安心な居場所づくりを推進するため、福祉部門との連携を図り、小学校や公民館の活用、地域住民との交流活動等を行い、放課後の子供の安全確保に努めてまいります。

（芸術・文化の振興）

町民の一体性を確保し、町民一人一人が町に誇りと愛情を持てるようにするためには、各地域で行われている芸術・文化活動や文化財を理解し、それらを伝承していくとともに、文化の薫り高いまちづくりを進めることが重要であります。

そのために、学校、家庭、地域の連携と交流を深め、自然・歴史・伝統・文化に触れるとともに、関心や理解を深め、人と人とのつながりを大切にする施策を推進してまいります。

芸術・文化の振興については、各施設において事業の展開を図るとともに、町民の自主的、創造的な芸術文化活動の支援を図り、各種の行事、展示を通し、町民が広く芸術文化

に親しみやすい環境整備に努めてまいります。

次に、史跡等については、町内には史跡及び遺跡、彫刻、工芸品等の有形、無形の文化財が数多く存在しております。

そのため、文化財保護計画を基本として文化財の保護、活用を図るとともに、情報パンフレットやインターネットなどの各種媒体による情報発信をするとともに、適切な保存と継承に努めてまいります。

さらに、新たな文化財の指定も積極的に行ってまいります。

これらの施策について展開を図るとともに、教育委員会外部評価委員会を通じ事務作業の透明性、客観性を確保しつつ、教育行政の一層の充実に努めてまいります。

第5は、「住民と行政がともに手を取りあう開かれたまちづくり」であります。

（住民主体のまちづくりの推進）

地方分権が進展する中で、複雑化・多様化する行政課題を解決し、活力ある地域づくりを進めるためには、町民と行政がともに考え、ともに行動する「協働」によるまちづくりを進めていくことが重要です。

そのため、各種施策への住民参画を促進し、薄れがちである地域コミュニティの醸成や自治組織の振興を図ってまいります。

また、広報紙やホームページを通して、行政情報を積極的に発信するとともに、町政懇談会を継続して開催するなど、広聴事業の充実に図り、住民の声を反映させてまいります。

（多様な交流の推進）

交通手段や通信手段の発達に伴い、さまざまな交流活動が活発に行われています。多様な交流を推進することは、郷土を再認識させ、地域の文化、教育、産業などの振興につながることから、地域内交流や他地域との交流、世代間交流を積極的に推進してまいります。

また、町制10周年を記念して姉妹都市協定の締結に向けて、江戸川区などと協議を開始しております。

（人権尊重と男女共同参画の推進）

家庭、職場、地域等において、女性、子供、高齢者、障害者、外国人等に対する人権問題が大きな社会問題となっている中、町民一人一人が人権に対する正しい理解と認識を深め、尊重し合うことが重要となっております。

そのため、関係機関と連携し、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、学校教育や社会教育において人権教育に取り組むとともに、あらゆる機会を捉え、啓発活動の推進を図り、人権問題に対する正しい理解と人権意識の向上に努めてまいります。

また、男女平等の実現に向けた取り組みについては、「第2次城里町男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画推進協議会をはじめ各関係団体と連携を図りながら、引き続き推進してまいります。

（行財政運営の合理化・効率化）

行財政運営については、地方分権による権限移譲事務の増加等により、職員の定員管理などに難しい面がありますが、今後とも適正な定員管理や人事管理を進め、人事評価制度により職員の資質向上を図ってまいります。

また、現在の地方自治体において、行政改革は不断に取り組んでいかなければならない問題であり、組織機構の見直しや行政評価制度を活用した事務事業の簡素合理化など、時代に即応した行政経営へ転換していかなければなりません。町民が安心して行政サービスの提供を受けられる体制づくりのため、庁内の組織機構の見直しを行い、さらなる町民サービスの向上に努めてまいります。

財政運営については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」や地方行革新指針で示された「新公会計制度改革等」にのっとり、さらなる財政の健全化に向けて取り組むとともに、将来の負担が極力軽減されるよう過疎債や合併特例債等の交付税措置のある有利な起債や基金を充てるなど、より一層の創意と工夫を推し進めてまいります。

なお、扶助費等の義務的経費が増加し、財政の硬直化が進むなど大変厳しい状況であるため、無駄な歳出はないか、必要性が乏しい歳出はないかを常に意識し、中長期財政計画のもと、健全で持続可能な財政運営に努めてまいります。

自主財源である町税の確保については、人口の減少、少子・高齢化等による税収の落ち込みにより、財源確保が難しくなっております。

そのため、より一層の徴収努力をするとともに、滞納者の財産調査等を積極的に行い、税の公平性の確保に努めてまいります。

（広域行政の推進）

住民生活のさまざまな活動は、行政区域を越えて広域化が進んでいることから、近隣自治体と連携して広域行政課題に取り組んでまいります。

また、地方分権の進展に対応した行政体制の強化や、新たな広域的対応のあり方について、これまで形成してきた広域行政の枠組みを十分生かしながら、検討を進めてまいります。

以上、平成27年度における主な施策の概要についてご説明申し上げます。

平成27年度予算編成については、創意と工夫により財源の確保に努め、昨年行った町政懇談会や各種団体との対話集会等で町民の皆様からお伺いいたしましたご意見や、私のマニフェスト等への取り組みといった点についても考慮いたしました。

全体的には健全な財政運営を堅持するため、経費の無駄を省くとともに、選択と集中により限られた財源を重点的かつ効率的に配分しました。

平成27年度の一般会計予算は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり96億2,800万円で、前年度当初比15.1%の減となっております。

国民健康保険特別会計（事業勘定）について申し上げます。

国民健康保険は、国民皆保険制度を支える中核的な役割を担っておりますが、医療保険

制度を取り巻く情勢は、急速な高齢化や疾病の多様化、医療の高度化等に伴い、医療費の増嵩、加えて高齢者や低所得者の加入割合が高いという構造的な要因により、厳しい財政状況が続いております。

このような状況の中ではありますが、医療費の適正化と国保税の収納率の向上を図り、国民健康保険の安定的運営の確保と保険財政の健全化に努めてまいります。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり29億2,646万5,000円で、前年度当初比14.3%の増となっております。

国民健康保険特別会計（施設勘定）について申し上げます。

施設勘定については、七会診療所に内科・歯科を、沢山診療所に歯科を運営し、へき地及び医療機関不足地域の医療機関として、地域の保健医療を担っております。

経営の健全化を図りながら、地域に密着した医療機関として町民に信頼される診療所を目指してまいります。

また、施設整備については、医療機器の整備及び七会診療所整備基本計画をもとに、へき地となる七会地域の医療体制の構築を進めてまいります。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり2億5,061万1,000円で、前年度当初比3.1%の増となっております。

後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

後期高齢者医療制度については、国民健康保険特別会計と同じく、年々医療費の増嵩が見込まれ、厳しい財政状況ではありますが、現制度の中で医療給付費の適正化を図り、財政健全化に努めてまいります。

なお、医療給付費の支払い及び保険料の賦課は茨城県後期高齢者医療広域連合が行い、町は徴収事務と町民に対する窓口業務を行っております。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり1億8,772万8,000円で、前年度当初比4.0%の減となっております。

介護保険特別会計（保険事業勘定）について申し上げます。

介護保険については、公平な要介護認定を行い、適切な保険給付に努めるとともに、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向けて策定した第6期介護保険事業計画を基本に、介護予防に重点を置いた施策事業を後期高齢者福祉政策と一体的に進めてまいります。

平成27年度予算編成については、第6期計画期間中の保険料基準額が第5期より大幅に増加することから、保険料の軽減を図るため、計画期間中毎年一般会計から6,500万円を介護保険準備基金に積み立て、保険料の軽減を図ってまいります。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり18億1,606万7,000円で、前年度当初比4.5%の増となっております。

介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）について申し上げます。

「住み慣れた地域で、いつまでも元気で暮らしたい」という思いをかなえるため、地域

包括支援センターを中心に介護予防プランの作成に取り組んでまいります。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり441万9,000円で、前年度当初比5.9%の増となっております。

公共下水道事業特別会計について申し上げます。

流域下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業については、年次計画より工事費の節減に努めながら未整備地区の汚水管渠工事を進め、普及率の向上を図ってまいります。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり10億9,506万6,000円で、前年度当初比4.7%の減となっております。

農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

農業集落排水施設は5地区が順調に稼働しております。処理施設の効果的な運用を目指し、経費の節減に努めてまいります。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり2億9,818万1,000円で、前年度当初比6.8%の増となっております。

水道事業会計について申し上げます。

本年度は、老朽化した水道管等の更新事業をさらに実施するとともに、今後とも公営企業の基本原則を堅持しながら、経営の効率化及び省力化に努め、良質なサービスの一層の向上に努めてまいります。

予算の総額は、別冊予算書のとおり収益的収入及び支出は7億5,035万8,000円で、前年度当初比3.8%の減となっております。

また、資本的収入の予定額は3億7,859万3,000円で、支出の予定額は8億670万1,000円となっております。

収益的収支及び資本的収支を合わせた総額は15億5,705万9,000円で、前年度当初比10.1%の増となっております。

予算の執行に当たりましては、経費削減に努めながら安全・安心でおいしい水の供給と各施設の維持管理に努めてまいります。

以上、一般会計及び特別会計並びに企業会計の概要についてご説明申し上げます。

一般会計、特別会計及び企業会計を合算しました平成27年度城里町予算総額は、177億6,359万6,000円となっております。

終わりに、予算編成に当たりまして、総合的にバランスのとれた施策を持続しながら町政の諸課題に対応するため、既存の事務事業については徹底した見直しを行い、真に必要なとされる事業に重点を置き編成いたしました。

しかし、本町を取り巻く社会経済情勢は依然として厳しい状況にあり、歳入の伸びを期待することが困難な状況の中、特別会計への繰出金や医療・福祉・介護関係費用が年々増大し、これまで以上に財政を圧迫しております。

また、学校施設の耐震化等の防災・減災対策も必要であり、さらに、公共施設のインフ

ラの老朽化が進んでおり、その更新や維持の対策が先送りできない喫緊の課題となっております。

以上のような状況を勘案し、施策の選択と集中、効率的、効果的な予算編成を基本とし、今後とも町民との対話、町民との協働を図りながら、「人と自然が響きあい ともに輝く 住みよいまち」づくりの実現に向け、全力で取り組んでまいります。

-
- 承認第 1号 専決処分第1号（平成25年度工事変更請負契約の締結）の承認を求めることについて
 - 議案第 4号 城里町行政手続条例の一部を改正する条例について
 - 議案第 5号 城里町職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
 - 議案第 6号 城里町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
 - 議案第 7号 城里町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例について
 - 議案第 8号 城里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
 - 議案第 9号 城里町立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例について
 - 議案第10号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
 - 議案第11号 城里町運動公園設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について
 - 議案第12号 城里町難病患者見舞金支給条例の一部を改正する条例について
 - 議案第13号 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
 - 議案第14号 城里町桂老人福祉センターの廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について
 - 議案第15号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
 - 議案第16号 城里町介護保険条例の一部を改正する条例について
 - 議案第17号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
 - 議案第18号 城里町土地開発事業の適正化に関する条例の一部を改正する条例について
 - 議案第19号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法

律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の制定について

- 議案第20号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 議案第21号 町道路線の廃止について
- 議案第22号 町道路線の認定について
- 議案第23号 平成26年度城里町一般会計補正予算（第6号）について
- 議案第24号 平成26年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第25号 平成26年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第26号 平成26年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第27号 平成26年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第28号 平成27年度城里町一般会計予算について
- 議案第29号 平成27年度城里町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第30号 平成27年度城里町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第31号 平成27年度城里町介護保険特別会計予算について
- 議案第32号 平成27年度城里町公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第33号 平成27年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第34号 平成27年度城里町水道事業会計予算について

○議長（小松崎三夫君） これより、日程第3、承認第1号 専決処分第1号（平成25年度工事変更請負契約の締結）の承認を求めることについてから日程第34、議案第34号 平成27年度城里町水道事業会計予算についての32議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 平成27年第1回城里町議会定例会に当たり、提出議案の概要についてご説明申し上げます。

承認第1号 専決処分第1号（平成25年度工事変更請負契約の締結）の承認を求めることについてであります。平成25年度城里町公共下水道工事変更契約において、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたため、議会の承認を求めたものであります。

議案第4号 城里町行政手続条例の一部を改正する条例についてであります。国において行政手続法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、法令に違反する事実の是正のための処分等の求めや、法律の要件に適合しない行政指導の中止を求めることができる手続等を規定するために、条例の一部を改正するものであります。

議案第5号 城里町職員の公益法人等への派遣に関する条例の一部を改正する条例につ

いてであります。国において公益法人の改革に関する法律の施行に伴い、財団法人が一般財団法人に移行し、あわせて物産センター山桜に町職員を派遣できるよう条例の一部を改正するものであります。

議案第6号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律及びまち・ひと・しごと創生法が施行されたことに伴い、教育委員並びにまち・ひと・しごと創生総合戦略の有識者会議の委員報酬等を規定するものであります。

議案第7号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正するについてであります。厳しい財政状況に鑑み、引き続き特別職の給料を町長5%、副町長及び教育長を3%それぞれ減額する改正であります。

議案第8号 城里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。昨年8月の人事院勧告に基づき、勧告どおり一般職員の若年層職員を除いた職員の月例給の引き下げ及び管理職員特別勤務手当の支給範囲の見直しについて、関係条例を改正するものであります。

議案第9号 城里町立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例についてであります。子ども・子育て支援法の施行に伴い、町立幼稚園が新制度に移行し、授業料を階層区分へ変更するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第10号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。教育行政の責任者の明確化や、首長と教育委員会が協議する場を設けるなど、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、関係条例を整理するものであります。

議案第11号 城里町運動公園設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。白山下グラウンドを廃止することに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第12号 城里町難病患者見舞金支給条例の一部を改正する条例についてであります。難病の患者に関する医療費等に関する法律の施行に伴い、医療費助成対象の特定疾患が法律に規定する指定難病に改正されたため条例の一部を改正するものであります。

議案第13号 子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。子ども・子育て支援制度において、公立保育所の保育費は児童福祉法において費用徴収の対象外となり、公の施設の使用料として徴収及び文言等の改正が施行されたため、関係町条例の改正及び廃止をするものです。

議案第14号 城里町桂老人福祉センターの廃止に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。城里町老人福祉センター条例並びに城里町使用料及び手数料条例の一部を改正するものであります。

議案第15号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。国において健康保険施行令の一部が改正され、産科医療補償制度及び出産一時金が見直されたことに伴い、町条例の一部を改正するものであります。

議案第16号 城里町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。国において介護保険法の一部改正及び城里町第6期介護保険事業計画に基づく介護保険料等を規定するため、町条例の一部を改正するものであります。

議案第17号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。国において法律が施行されたことに伴い、指定介護予防支援等基準を町条例で制定及び指定介護予防支援等基準は県が制定するよう改正されたため、町条例で準用できるよう関係条例の一部を改正するものです。

議案第18号 城里町土地開発事業の適正化に関する条例の一部を改正する条例についてであります。開発規制面積を緩和することにより、土地の活性化及び有効利用を図るため町条例の一部を改正するものであります。

議案第19号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の制定についてであります。国において法律が施行されたことに伴い、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに城里町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を制定するものであります。

議案第20号 公の施設の広域利用に関する協議についてであります。県央地域9市町村による広域連携事業により、広域利用に指定する公の施設について協議を行う必要が生じたため、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第21号 町道路線の廃止についてであります。大字北方地内、町道8-0495号線1067番地の1地先から大字北方602番地先及び大字下坪地内町道8-0019号線2951番地の1地先から2947番地先、並びに町道8-0020号線9090番地先から2943番地の1地先までを、道路法第10条第1項の規定により廃止するものです。

議案第22号 町道路線の認定についてであります。大字北方地内町道8-0495号線1067番地の1地先から1068番地先まで及び町道8-1225号線870番地先から602番地先までを、道路法第8条第2項の規定により認定するものです。

議案第23号 平成26年度城里町一般会計補正予算(第6号)についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,619万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ116億3,361万円とするものです。

歳入では、地方税、国庫支出金、財産収入、寄附金、繰入金及び諸収入を追加し、町税、地方特例交付金、分担金及び負担金、県支出金及び町債を減額するものです。

歳出では、総務費、民生費、衛生費、商工費、土木費及び災害復旧費を追加し、議会費、労働費、農林水産業費、消防費及び教育費を減額するものです。

議案第24号 平成26年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてありますが、まず、事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,105万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ26億3,829万6,000円とするものです。

歳入では、共同事業交付金、繰入金及び諸収入を追加し、国民健康保険税、国庫支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金及び県支出金を減額するものです。

歳出では、保険給付費及び諸支出金を追加し、共同事業拠出金を減額するものです。

次に、施設勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,045万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,925万5,000円とするものです。

歳入では、診療収入及び繰入金を減額するものです。

歳出では、総務費及び医業費を減額するものです。

議案第25号 平成26年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてありますが、保険事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,388万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ19億1,859万5,000円とするものです。

歳入では、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金を追加するものです。

歳出では、保険給付費を追加し、総務費を減額するものです。

議案第26号 平成26年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてありますが、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ482万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,672万2,000円とするものです。

歳入では、繰入金及び町債を減額するものです。

歳出では、下水道事業費を減額するものです。

議案第27号 平成26年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてありますが、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ253万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,315万8,000円とするものです。

歳入では、財産収入を追加し、分担金及び負担金、繰入金を減額するものです。

歳出では、農業集落排水事業費を減額するものです。

議案第28号 平成27年度城里町一般会計予算についてありますが、概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ96億2,800万円で、前年度当初比15.1%の減であります。

厳しい財政環境の中での予算編成ではありますが、予算の執行に当たりましては、町民の福祉向上と活力あるまちづくりのため、全力を傾注し、町民の期待と信頼に応えてまいりたいと決意しております。

議案第29号 平成27年度城里町国民健康保険特別会計予算についてであります。概要については、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

まず、事業勘定の予算の総額は、歳入歳出29億2,646万5,000円で、前年度当初比14.3%の増であります。

次に、施設勘定の予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5,061万1,000円で、前年度当初比3.1%の増であります。

予算の執行に当たりましては、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、社会保障及び保険給付事業の充実に全力を傾注し、町民の公衆衛生の向上及び増進に寄与してまいる決意であります。

議案第30号 平成27年度城里町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。概要については、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,772万8,000円で、前年度当初比4.0%の減であります。

予算の執行に当たりましては、町民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図ることに全力を傾注し、町民の期待と信頼に応えてまいる決意であります。

議案第31号 平成27年度城里町介護保険特別会計予算についてであります。概要については、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

まず、保険事業の予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億1,606万7,000円で、前年度当初比4.5%の増であります。

次に、介護サービス事業勘定の予算の総額は、歳入歳出それぞれ441万9,000円で、前年度当初比5.9%の増であります。

予算の執行に当たりましては、加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態になった方に対し、共同連帯・相互扶助の理念に基づいた介護給付の提供を実施し、適切な介護予防給付サービス計画を策定し、町民の期待と信頼に応えてまいる決意であります。

議案第32号 平成27年度城里町公共下水道事業特別会計予算についてであります。概要については、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億9,506万6,000円で、前年度当初比4.7%の減であります。

予算の執行に当たりましては、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質の保全に全力を傾注し、町民の期待と信頼に応えてまいる決意であります。

議案第33号 平成27年度城里町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。概要については、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,818万1,000円で、前年度当初比6.8%の増であります。

予算の執行に当たりましては、農業集落における生活環境の整備及び公共用水域の水質の保全に全力を傾注し、町民の期待と信頼に応えてまいる決意であります。

議案第34号 平成27年度城里町水道事業会計予算についてであります。概要については、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

収益的収入及び支出は7億5,035万8,000円で、前年度当初比3.8%の減となっております。

また、資本的収入の予定額は3億7,859万3,000円で、支出の予定額は8億670万1,000円です。収益的収支及び資本的収支を合わせた総額は15億5,705万9,000円で、前年度当初比10.1%の増であります。

予算の執行に当たりましては、清浄にして豊富な水の安定供給を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善に全力を傾注し、町民の期待と信頼に応えてまいる決意であります。

以上、ありがとうございました。

議案第28号～議案第34号 質 疑

○議長（小松崎三夫君） 続きまして、平成27年度予算につきましては、予算特別委員会を設置し、付託の上審議したいと存じますので、議案第28号 平成27年度城里町一般会計予算から議案第34号 平成27年度城里町水道事業会計予算についての7会計の質疑に入ります。

最初に、議案第28号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第29号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第30号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第31号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第32号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第33号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第34号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第28号 平成27年度城里町一般会計予算についてから議案第34号 平成27年度城里町水道事業会計予算についての7会計の質疑を終結をいたします。

予算特別委員会の設置・付託

○議長（小松崎三夫君） 続いて、議案第28号から議案第34号の7件についてお諮りをいたします。

議案第28号 平成27年度城里町一般会計予算についてから議案第34号 平成27年度城里町水道事業会計予算については、地方自治法第110条及び城里町議会委員会条例第5条の規定により予算特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第28号から議案第34号については、議案付託表のとおり予算特別委員会に付託し、常任委員会ごとに所管分を審議することに決定をいたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩中に、ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任を議員控室においてお願いをいたします。

午前11時28分休憩

午前11時40分再開

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

予算特別委員会委員の選任

○議長（小松崎三夫君） お諮りをいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、城里町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長において次の諸君をご指名申し上げます。

1番藤咲英美子君、2番片岡藏之君、3番菌部一君、5番三村孝信君、6番河原井大介君、7番関誠一郎君、8番阿久津則男君、9番桐原健一君、10番小林祥宏君、11番南

條 治君、12番杉山 清君、14番鯉渕秀雄君、15番根本正典君、16番小坪 孝君の以上14名の諸君を予算特別委員会委員にご指名を申し上げたいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました14名の諸君を予算特別委員会委員にすることに決定をいたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩中に予算特別委員会を開き、正副委員長の互選をお願いをいたします。

午前11時42分休憩

午前11時43分再開

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

予算特別委員会正副委員長の報告

○議長（小松崎三夫君） 休憩中に予算特別委員会を開き、正副委員長の互選をしていただきましたので、ご報告をいたします。

委員長に3番菌部 一君、副委員長に15番根本正典君が選任されましたので、ご報告をいたします。

選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第35、選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

現在、在任する茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員が、本年3月19日をもって任期満了となるため、議会において選挙するものでございます。

お諮りをいたします。

選挙の方法について、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、指名推選とすることに決定をいたしました。

さらにお諮りをいたします。

指名の方法については、議長において指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定をいたしました。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に1番藤咲芙美子君を指名をいたします。

お諮りをいたします。

ただいま議長が指名した1番藤咲芙美子君を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました1番藤咲芙美子君を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることに決定をいたしました。

城里町議会会議規則第32条第2項の規定により、議会事務局長に当選の確定事項を告知させます。

議会事務局長鈴木貴司君。

〔議会事務局長鈴木貴司君登壇〕

○議会事務局長（鈴木貴司君）

平成27年3月10日

次の者当選

城里町議会議長 小松崎三夫

住所 城里町大字石塚2394番地28、氏名、藤咲芙美子、生年月日、昭和27年4月14日。

以上でございます。

陳情第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第36、陳情第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情について、根本議会運営委員長のご意見を賜りたいと思います。

議会運営委員長根本正典君。

〔議会運営委員長根本正典君登壇〕

○議会運営委員長（根本正典君） それでは、議会運営委員会を代表いたしまして、陳情第1号の取り扱いについて意見を述べさせていただきます。

手話とは、障害を持つ人にとって日常生活に欠かせなく、非常に大切なものと思います。

この陳情の取り扱いについては、城里町議会にとって重要かつ慎重に審議すべきと考えます。

よって、陳情第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情は、総務民生常任委員会へ付託し、会期中の審査をお願いしたいと存じます。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りをいたします。

ただいま根本議会運営委員長の発言のとおり、陳情第1号については総務民生常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることにしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は総務民生常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることに決定をいたしました。

散会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、会期の最終日までの間に、新年度予算の審議のため常任委員会を予定しております。

議員各位は、所管の委員会にご出席くださるようよろしくお願いをいたします。

次の会議は、8日目の17日午前10時に再開し、通告第1号、3番菌部 一君の一般質問から入りますので、午前9時50分までに議員控室にご参集ください。

本日は、以上で散会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

午前11時49分散会